

○財務省告示第三百四十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年十月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	三 発行方法	四 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第三百三十一回、第三百三十二回及び第三百三十五回）及び利付国庫債券（三十年）（第十六回、第二十一回、第二十四回、第二十五回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第三十回、第三十二回、第三十四回、第三十五回、第三十七回、第三十九回、第四十一回、第四十二回及び第四十三回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次			

六 発 行 額  
 七 払 込 金 額  
 八 最 低 額 面 金  
 九 振 替 単 位  
 十 一 発 行 行 日  
 十 二 発 行 価 格

十 三 利 率  
 十 四 経 過 利 子  
 十 五 払 込 金 額

割 り 当 て る 。  
 額 面 金 額 二 千 九 百 九 十 億 円  
 三 千 三 百 四 十 四 億 九 千 七 百 九 十 千 円  
 五 万 円

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿  
 の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る 額 面 金  
 平 成 二 十 六 年 十 月 十 五 日  
 発 行 対 象 国 債 借 入 額 面 金 額  
 百 円 づ づ 次 の 算 式 に よ り 算  
 出 し た 金 額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり  
 は、募入決定額に追加を受けた者  
 式に、払込金額を算出する。払込  
 期日に行い、算出された金額を算  
 各発行対象国債の額面金額の利率の  
 総額×各発行対象国債の金利前日  
 100×各日発行額から、第十号同日  
 支規に於ける支場合には、( ) / 365

(二) 発行時に、おいて、その利子  
 に係る所得税が源泉徴収され、  
 口座振替記録の簿中、これ  
 に、発行時に、おいて、その利子  
 に係る所得税が源泉徴収され、  
 口座振替記録の簿中、これ



（利付二十年七回） （第三十回）	（利付二十年六回） （第三十回）	（利付二十年五回） （第三十回）	（利付二十年四回） （第三十回）	（利付二十年一回） （第三十回）	（利付二十年一回） （第三十回）	（利付二十年一回） （第三十回）	（利付二十年一回） （第三十回）	（利付二十年一回） （第三十回）	（利付二十年一回） （第三十回）	名称及び記号
二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・三%	二・五%	一・七%	一・七%	一・七%	利率（年）	
平成九年四月二十九日	平成九年四月二十九日	平成十年四月二十八日	平成九年四月二十八日	平成十年四月二十七日	平成九年四月二十六日	平成九年四月二十四日	平成十年四月二十三日	平成九年四月二十三日	償還期限	
二百十八億円	五十億円	九十六億円	八十億円	五十億円	三十七億円	七十五億円	四十五億円	七億円	（発行額） （額面金額）	

（別表）

十八 元利金支 日本銀行  
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込期日 平成二十六年十月十五日

（利付第三十国十年庫三回券）	（利付第四十国十年庫二回券）	（利付第三十国十年庫一回券）	（利付第三十国十年庫九回券）	（利付第三十国十年庫七回券）	（利付第三十国十年庫五回券）	（利付第三十国十年庫四回券）	（利付第三十国十年庫二回券）	（利付第三十国十年庫一回券）	（利付第三十国十年庫八回券）
一・七%	一・七%	一・七%	一・九%	一・九%	二・〇%	二・二%	二・三%	二・三%	二・五%
日年平 六成 月五 二十六	日年平 三成 月五 二十六	十年平 日十成 二月十 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十一	三平 月成 二五 十年 日年
三十五億円	三百一億円	一億円	一千二百五十	八十七億円	八十八億円	九十八億円	億二百六十九	三十七億円	円百六十五億